

5月8日以降の市立学校の教育活動について

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行することとなります。

これに伴い、5月8日以降の市立学校の教育活動につきましては、次の点に留意した上で実施します。

【基本的な考え方】

- ・市立学校においては、子どもの学びを最大限保障することを前提に、基本的な感染防止対策を講じた上で、おおむね通常の教育活動を継続して実施します。
- ・感染への不安等、やむを得ない理由で登校を控えることを希望する児童生徒に対しては、保護者と協議した上で、GIGA 端末を活用するなど、学校と自宅等をつなぐ手段の確保に努めます。

1 基本的な感染防止対策について

- ・教育活動の実施に当たっては、基本的な感染防止対策として健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生を行い、感染状況が落ち着いている平時には、それ以外に特段の感染防止対策は講じません。
- ・給食時間においては、適切な換気を確保するとともに、健康観察、手洗いの徹底を図ります。
- ・マスクについては、引き続き、学校教育活動において、児童生徒や教職員に対して着用を求めないことを基本とします。ただし、登下校時に混雑した電車やバスを利用する場合など、感染防止対策が必要な場面ではマスクの着用を推奨します。

2 感染流行時における感染防止対策について

- ・感染が流行している場合などには、一時的に活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えるなどの対策や、児童生徒等の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保するなどの対策を講じることがあります。

3 出席停止等の取り扱いについて

- ・児童生徒の新型コロナウイルス陽性が判明した場合、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」の期間を出席停止とします（発症した日の翌日から起算）。
- ・出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してのマスクの着用を推奨します。
- ・「濃厚接触者」の特定は行わないことから、同居の家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合や、新型コロナウイルス感染症の患者と接触した場合でも、感染が確認されていない児童生徒については出席停止の対象になりません。
- ・感染が不安で休ませたいと相談があり、合理的な理由があると校長が判断する場合には、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、柔軟に取り扱うことができます。